



八 監 第 4 4 9 号

令 和 4 年 1 月 2 4 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 嵐 芳 隆

令和3年度監査（選挙管理委員会事務局）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置の公表について

令和3年12月28日付け八監第414号により提出した令和3年度監査（選挙管理委員会事務局）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第199条第14項の規定により選挙管理委員会委員長から通知がありましたので、当該通知に係る事項について次のとおり公表します。

| 対象機関       | 区分   | 所見及び措置内容  |
|------------|------|---|
| 選挙管理委員会事務局 | 指摘事項 | <p>1 支給事務の手續について</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>投票立会人の報酬については、八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 49 年八千代市条例第 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 3 項の規定により、その職務を行った日について、条例別表第 4 に定める報酬を支給することとされている。</p> <p>しかしながら、令和 3 年 5 月 23 日に執行された市長選挙及び市議会議員補欠選挙の投票立会人のうち 1 名については、条例第 14 条の規定による報酬を支給しない者に該当するとの誤認により、報酬が支給されていなかった。</p> <p>今後は、適切な支給事務を行われたい。</p> <p><b>【措置内容】</b></p> <p>当該投票立会人への報酬につきましては、令和 3 年 12 月 2 日付けで支給いたしました。</p> <p>今後につきましては、投票立会人への報酬の支払いについて疑義等が生じた際には、関係課に確認を行い、適切に支給事務を行ってまいります。</p> |